

地方独立行政法人 大阪府立病院機構 様

大阪府個人情報保護審議会
会長 市川 正人

個人情報の取扱いに関する意見について (答 申)

平成 2 0 年 9 月 1 7 日 付 け 府 病 成 第 1 4 - 1 3 号 で 諮 問 の あ り ま し た カ ル テ 等 診 療 情 報 に 係 る 大 阪 府 個 人 情 報 保 護 条 例 第 8 条 第 1 項 第 9 号 に 規 定 す る 個 人 情 報 の 目 的 外 利 用 及 び 提 供 の 禁 止 に 対 す る 例 外 事 項 に つ い て は 、 審 議 の 結 果 、 下 記 事 項 に 留 意 し て 、 個 人 情 報 の 保 護 に 万 全 の 措 置 を 講 じ る こ と を 前 提 に 、 本 件 提 供 に 関 し て 例 外 事 項 に 該 当 す る も の と し て 取 り 扱 っ て 差 し 支 え な い も の と 認 め ま し た の で 、 答 申 し ま す 。

記

- 1 本件においては、申出者が同居の夫であり、本人と関係の深い家族であるとともに、本人の病状、治療等について医師から説明を受けるなど、申出者は本人の病状、治療等に関する情報について知る立場にある。
また、本人が申出者に知られたくないと望むことが正当と認められる情報は含まれておらず、これらの個人情報を申出者に提供したとしても本人の権利利益を侵害するおそれはないものと思われる。
- 2 提供対象となる情報の中には、申出者の権利利益を害するおそれのある情報は含まれておらず、これらの個人情報を申出者に提供することには支障がないものと思われる。
- 3 提供対象となる情報の中の第三者に関する情報のうち、府立成人病センターの名称及びスタッフの職務に関する情報、その他の医療機関及びその医師に関する情報並びに保険者に関する情報を除く情報については、申出者から入手した場合を除き、当該関係者の同意を得た上で提供することとされたい。
- 4 今後、本人の病状並びに 1 で認定した本人との関係における申出者の要件に変化がない限りにおいて、現在提供を求められている診療期間経過後の本人の診療情報（本答申日以降のものを含む。但し、本件諮問に係る入院についてのもので、本人が診療情報の開示につき、合理的な判断を行うことができない場合に限り。）について、申出者から診療情報の提供について申出があったときは、提供に係る情報が、別紙記載の条件を充足する場合に限り、当審議会への諮問は要しない。
但し、条件への該当性の判断は実施機関において厳格に行うこととし、その該当性について判断しがたい場合や、特に慎重な取扱いを要すると考えられる場合には、当審議会に諮問することとされたい。

第4項により、当審議会への諮問を行わなくても、提供できる情報の内容

当該入院患者に係る診療情報のうち、次のものを除く情報とする。

- (1) 当該入院患者が診療情報の開示につき、合理的な判断がなし得るとした場合、申出者に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報。(申出者が知っていると明らかに認められるものを除く。)

【(1) 該当事例の判断基準】

- ① 当該入院患者が、正常な意識を有していたときに、申出者に知られることを欲しない旨の明確な意思表示をしていた情報
- ② 当該入院患者の疾患に関する情報であって、申出者に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの
- ③ 当該入院患者の違法行為に関する情報
- ④ その他提供することにより、当該入院患者の名誉を損なうおそれのある情報

- (2) 提供することにより、申出者又は第三者たる個人の権利利益を害するおそれがある情報

- (3) 申出者以外の第三者に関する情報であって、当該第三者の同意が得られないもの。

ただし、次の情報を除く。

- ア 申出者から収集した情報
- イ 公務員の職務の遂行に関する情報（警部補以下に相当する警察職員の氏名を除く。）
- ウ 医療機関、検査機関及び医師の業務又は職務の遂行に関する情報
- エ 保険者に関する情報
- オ 保険会社に関する情報
- カ 本人の勤務先及び通学先に関する情報